

# 神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定骨子案の概要について

## 01 改定の概要について

現計画は、2019（平成 31）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 箇年を計画期間とする「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「高齢者居住安定確保計画」として、2019（平成 31）年 3 月に改定しました。

原則として 5 年ごとに見直しを行うこととしており、2024（令和 6）年 3 月に改定を行う予定です。

2022（令和 4）年 3 月に改定した「神奈川県住生活基本計画」及び 2024（令和 6）年 3 月に改定予定の「かながわ高齢者保健福祉計画」との調和を図り、住宅施策と福祉施策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、神奈川県において、高齢者の居住の安定を確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を実現することを目的とします。

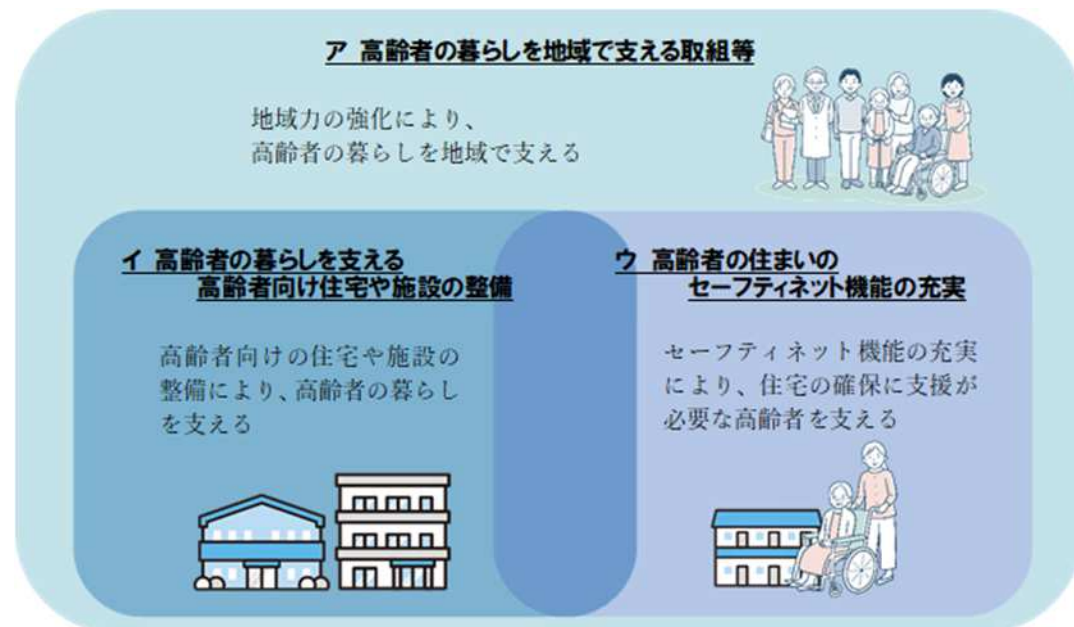
## 02 第1回・第2回住宅政策懇話会の検討を踏まえた改定の方向性について

視点1	視点2	視点3
<b>自宅(持ち家)に住まう高齢者</b>	<b>借家に住まう高齢者</b>	<b>高齢者向けに整備された借家、又は施設</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化等による住まいの安全・安心の確保</li> <li>・多世代居住のまちづくりの推進</li> <li>・地域における支援サービスの拠点整備と人材の育成</li> <li>・住まいにおける介護等の充実 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的賃貸住宅における高齢者等に配慮した住宅の供給</li> <li>・低廉な高齢者向け賃貸住宅等の供給</li> <li>・賃貸人の拒否感等の低減に関する取組 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅等の供給</li> <li>・IoT技術等を活用した見守りサービスの普及</li> <li>・高齢者の住まいにおける選択肢の拡充</li> <li>・介護保険施設等の計画的な整備 など</li> </ul>

- 改定の方向性について、コンセプトを整理し、計画に入れていくときの積み直しの際に、柱をどのように表現するか、知恵を絞る必要がある。
- 年齢による違いや、3つの視点に横串を刺すような視点が必要である。
- 県がどの施策に注力しているのかがわかるとよい。

- ① 「地域」、「住宅・施設」、「セーフティネット」の3つの構成とし、住宅施策と福祉施策の一体化を図る。
- ② キーワードや事例はコラム等で示し、施策本文をスリム化することで、施策をわかりやすく表現する。

## 03 施策目標の考え方について



## 04 改定計画の構成案について

### 第1章 計画改定の趣旨等

【改定のポイント】現計画を踏襲・時点修正

1 計画改定の趣旨	社会情勢等の変化や神奈川県住生活基本計画、かながわ高齢者保健福祉計画の改定を踏まえて、施策を見直す。
2 計画の目的	住宅施策と福祉施策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定を確保し、県民が安心していきいきと暮らせる社会を実現。
3 計画の位置付け	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第4条
4 計画期間	2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度までの 10 年間（原則、5 年ごとに見直し）

### 第2章 神奈川県の高齢者を取り巻く現状と課題

【改定のポイント】新たなデータにより現状分析した課題を再整理

1 高齢者を取り巻く現状	高齢者人口、高齢者世帯、要支援・要介護認定者数の状況、居住環境、住み替え状況等
2 高齢者を取り巻く課題	施策目標に関連した課題を抽出

### 第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた施策の基本理念・目標

【改定のポイント】再整理した課題に対応する施策を整理

1 基本理念	人生 100 歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現
2 高齢者の居住の安定確保に向けた目標	<p>(1) 施策目標ア：高齢者の暮らしを地域で支える取組等 イ：高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備 ウ：高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実</p> <p>(2) 供給目標：高齢者向け賃貸住宅及び高齢者施設等</p>

### 第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組（目標達成のための施策）

【改定のポイント】再整理した課題に対応する施策を整理

	目標を達成するための住宅施策と福祉施策の一体的な取組を展開。 →既存施策の見直し、新規施策の追加。
--	--

### 第5章 計画の実現に向けて

【改定のポイント】現計画を踏襲・時点修正

1 計画の推進体制	神奈川県居住支援協議会や神奈川県地域住宅協議会等の様々な場を活用して、県、市町村、高齢者向けの住まい関係団体や居住支援協議会等を構成する民間団体とが協議等を行い、住宅施策と福祉施策が連携した実効性と継続性のある取組を推進。
2 計画の進行管理	2033（令和 15）年度末までに実施すべき目標と施策を設定。 目標と施策の実施状況を把握し、的確に進行管理を行う